

# 危機管理マニュアル

平成 30 年度



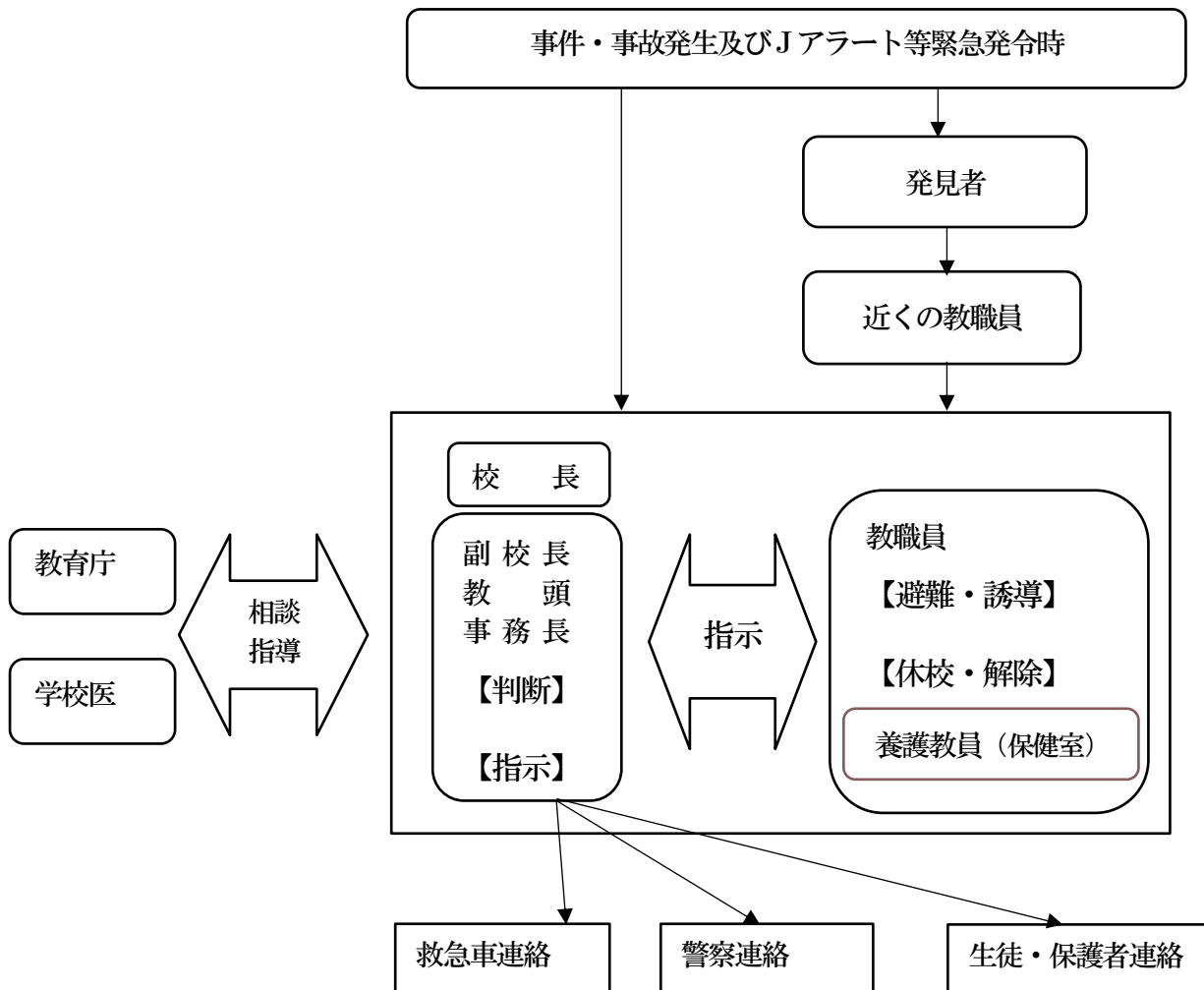
学校法人神須学園  
神須学園高等学校

## 危機管理について

事件・事故など緊急事態発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の確立、生徒の安全・安心を第一に、日頃から危機管理への意識を教職員全員が持って学内体制を整える。行政との連絡相談と共に警察・消防など関係機関や保護者地域との連携にも心がける。

1. 緊急事態時の役割分担、学内体制
2. 安全対策
3. 不審者への対応
  - 不審者かどうか
  - 退去を求める
  - 隔離・通報
  - 生徒の安全を守る
  - 負傷者の確認、応急手当
  - 事後の対応
4. 登下校時における緊急事態発生時の対応
  - 緊急対応の必要性確認
  - 不審者の確保状況
  - 登下校の安全確保
  - 事後の対応
5. その他弾道ミサイル、不審物NBCR災害
6. 生徒の心のケア
7. 教職員の共通理解
8. 研修・訓練
9. 学校安全教育
10. 記録用紙
11. 備品・避難経路

■緊急事態時連絡体制



■ Jアラート等行政による各種緊急警報で武力攻撃や避難の警報が発令された場合

- ・午前8時時点で発令されている場合、休校等の判断・指示を行い、生徒・職員の安全確保を行う。午前8時以降解除され、安全が確認された場合は登校可とする。
- ・事後生徒の安否、学内施設の安全確認など適切な処置をとる。

■緊急時及び不審者侵入時の役割分担

項目	担当
①全体指揮・外部との対応	校長、副校長、教頭、事務長
②保護者等への連絡	校長、副校長、教頭、事務長
③避難誘導・安全確保	コース担当者、授業担当者
④不審者への対応	発見者
⑤応急手当・医療機関等	養護教諭
⑥電話対応、記録	事務職員等
⑦安否確認	教頭（全体掌握） 教務主任、コース担当者 全教職員（校内外巡視）

## 2. 安全対策

### ■ 日常の安全確保

- ・ 出入口の限定
- ・ 来訪者の確認
- ・ 防犯モニターのチェック
- ・ 警察及び保護者、地域との連携

#### ◎ 受付

- ① 登校日は始業前の正門指導を行い授業開始後9時20分まで行う。防犯カメラの随時確認する。
- ② 外部訪問者は受付にて対応する。

#### ◎ 生徒

- ① 遅刻者は、速やかに教室へ移動させる。
- ② 受付で生徒の体調等の相談があった場合、担当教員へ連絡する。
- ③ 生徒と一緒に部外者が入ってこないように周囲の状況を確認する。

#### ◎ 通勤時

- ① 通勤時に、通学路を歩きながら点検をし、気になったことを教頭に報告する。
- ② 通勤時に生徒の登校状況を把握し、不審者等の訴えがあった場合には教頭に報告する。

#### ◎ 来訪者 ※事前に本日の訪問者が分かっている場合は、必ず受付に連絡しておく。

- ① 入退館は正面玄関利用。
- ② 来訪者の所属、氏名、用件を確認し、本校の担当者に確認後入館させる。理事長・校長の来訪者以外は基本的に1Fにて面談する。館内点検等の関係業者に関しては本校担当者が付き添う。  
※特に挙動が不審な場合には、受付はすぐに職員室（教頭）に内線で連絡し、指示を仰ぐ。
- ③ 保護者については、コース生と氏名を確認し担当教員に連絡する。
- ④ 用件終了後、受付に報告し退出を見届ける。

#### ◎ 校内巡回

- ① 毎休み時間は、教室・廊下等歩行時に、校内に不審者等が侵入していないか確認するとともに、児童・生徒の動きに注意を払う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。
- ② 教室等、指導場所から職員室への移動の際に、その間の廊下及び窓から死角箇所も確認する。  
※特に、入校している人物には常に注意を払い、来訪者の用件を確認する。
- ③ 廊下等で来訪者と出会った場合には、必ずあいさつ等の声かけを行う。
- ④ 万一の際に他の教職員に非常事態であることを知らせる。
- ⑤ 本校教職員であることが誰にでもわかるように、校内では必ず「名札」を着用する。

### ■ 不審者情報があった場合の初動対応について

#### ◎ 受付からの一報の場合

- ・ 校長へ連絡後、電話を受けた教員を含め可能な限り複数の教員で、受付へ駆けつける。ただし、1名は職員室で待機し連絡・調整をする。

#### ◎ 外部から一報の場合

- ・ 「内容」「情報提供者の名前・連絡先」を確認し、校長・教頭・事務長に連絡する。

### 3. 不審者への対応

生徒の安全・安心を確保のため校内において、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする。凶器を持ち暴力行為を働いた場合や働く恐れがある場合、初動対策、連絡体制を各自確認。

#### ■不審者かどうか確認

受付を通っているか確認し用件を聞く。用件が答えられるか、正当なものか、無視したり、不審な言動をしていないか観察する。保護者の場合は、生徒のコース・学籍番号・氏名を確認する。

教職員に用事がある場合は、氏名、コース・教科等の担当が答えられるか、凶器や不審な危険物を持っていないかを確認する。

#### ■退去を求める

正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求める。再び侵入する恐れがないかを見届ける。不審者侵入時の教職員の役割分担に従い、他の教職員に連絡し、協力を求める。言葉や相手の態度に注意しながら、丁寧に退去するよう説得する。相手に対応するときは身を守るために1メートルから1.5メートル離れる。一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届けてしばらくの間担当教職員は、その場に残って様子を見る。施錠等の処置を行う。

#### ■隔離・通報

受付を無視し、無理に立ち入ろうとする、退去の説得に応じようとしない、暴力的な言動をする、などの場合は警察に通報する。暴力的な言動があるかどうかなどから、危害を加える恐れがあると判断した場合には、別室に案内し生徒との接触を絶つ。

①1F応接室など決めておいた場所に案内し、隔離して穏やかに説得を試みる。その際事前に決めておいたサインにより教職員の支援や警察へ通報する。

②不審者が興奮しないように、落ちついて丁寧に対応し、警察が到着するのを待つ。

③凶器を隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。凶器を所持していた場合、直ちに「110番」通報する。複数の教職員が役割分担をして対応する。特に言動に注意して暴力を行使しようとしたり、制止を聞かず、興奮状態であったり言動の不自然なところや要領を得ないことを言っている場合など、警察の到着まで慎重に対応する。

#### ■生徒の安全を守る

1. 別室に案内し、隔離する。2. 暴力行為抑止と退去の説得をする。3. 「110番」に通報するとともに、教職員に周知する。私学課への連絡、相談また支援を要請する。生徒への周知は不審者に気付かれず、生徒がパニックに陥らないよう校内放送等により行う。関係者に分かる文言をあらかじめ決めておく。

<待機と支援要請の一例>

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。」

「生指係の先生は1F保健室に集合して下さい。」

#### ■負傷者の確認、応急手当

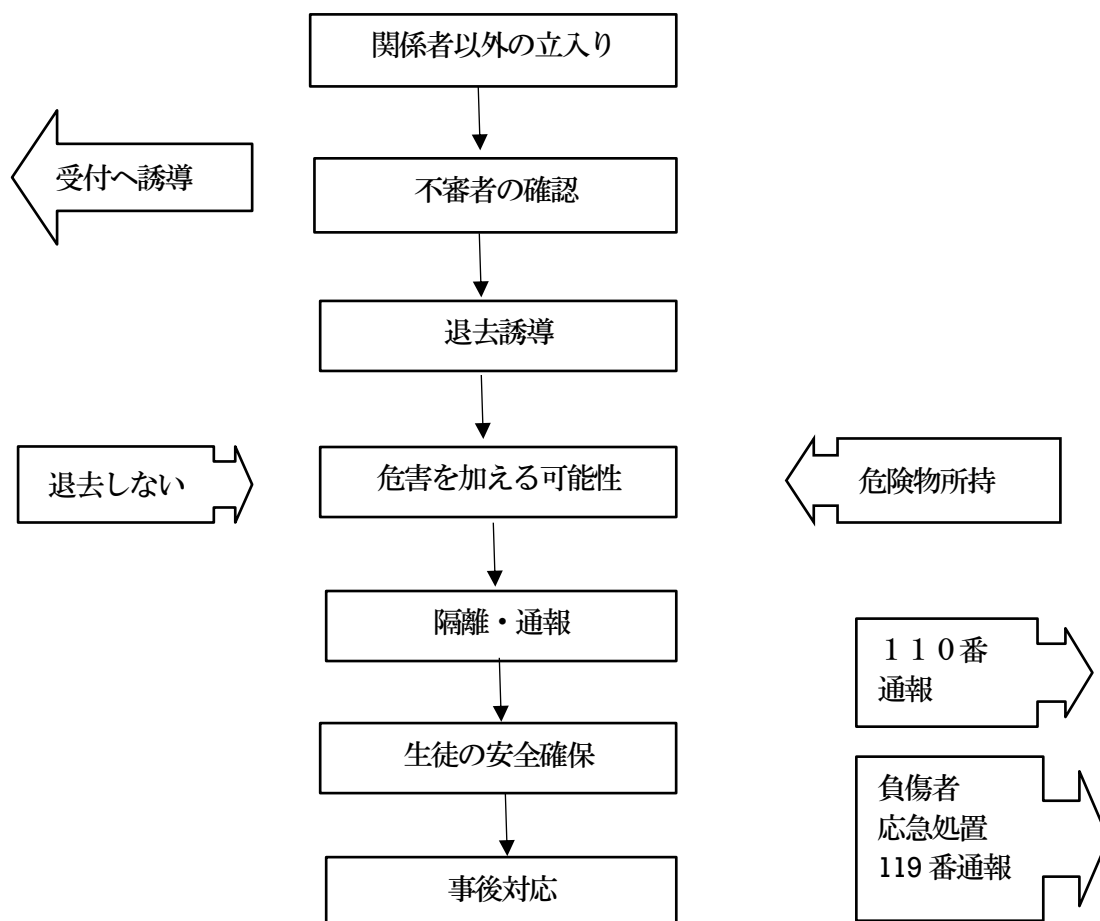
負傷者の有無などの情報をできるだけ収集する。連絡体制を整え、情報を集約する。全員を集合させ、けがをしていないか把握し、生徒の安否確認を教頭に報告する。

①校舎内を担当者が巡視する。②学校周辺を担当者が巡視する。

■事後の対応

- ①事件・事故対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。
- ②情報を収集し、事件・事故の概要等について把握・整理し、提供する。
- ③できるだけ速やかに保護者等に連絡や説明を行う。
- ④教育庁への報告、支援 教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策を実施する。 報告書の作成、災害共済給付等の請求。

3. 不審者への対応



4. 登下校時における緊急事態発生時の対応

第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならない情報なのかどうかをチェックし速やかな対応を行う。

■緊急対応の必要性確認

第一報で把握すべき情報として、「いつ、どこで、誰に、どんなことが起こったか。110番通報したか。負傷者はいるか。119番通報したか。周りに他の生徒はいるか。」など確認。

- ◎凶器を持った不審者が、通学路の近くでうろついている。
- ◎登下校中の生徒が、不審者に襲われ、けがをした。
- ◎不審者が、登下校中の生徒たちに声をかけ、連れ去ろうとしている。
- ◎登下校中の生徒が、金品を奪われている。
- ◎校区内や周辺で、凶悪な犯罪が発生し、解決していない。危険な状態が継続している場合、不審者確保は警察にまかせ警察が到着するまでの間、近くの人に応援を求めながら生徒の安全確保を図る。負傷者の有無を確認し、負傷者がいれば直ちに「119番」通報し、応急手当を行う。

■不審者の確保状況

不審者について、「確保されているか。確保されていない場合、登下校中等の生徒に被害が及ぶ危険性があるか。」など確認。

- ◎どの地域で危険性があるのか。
- ◎学校への指示や要請事項があるか。

※不審者が確保された時点で速やかに連絡がもらえるよう日頃から連携を保っておく。

■登下校の安全確保

1. 生徒の現在の状況（登校中・下校中、登校前・帰宅後など）を把握する。2. 下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機させる。3. 生徒だけでの登下校が難しい場合には、保護者への引渡しや保護者の引率等、必要に応じ教職員等による緊急防犯パトロールを実施する。必要に応じ、近隣の学校等へ連絡する。

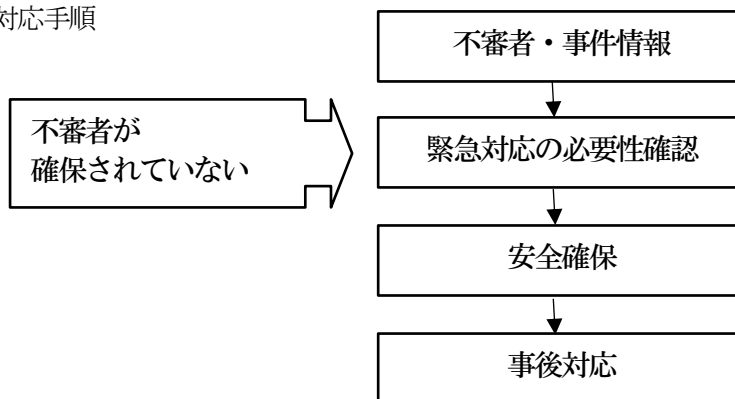
■事後の対応

養護教諭や担当教員を中心に医療機関や専門家のアドバイスをもらい心のケアを行う。

保護者等への説明。

教育庁等関係機関への報告

■対応手順



## 5. その他弾道ミサイル、不審物及びNBCR災害の対応

弾道ミサイル発射に係る対応及びJアラート発令における対応、不審物やその他NBCR〔核（物質）（Nuclear）、生物剤（Biological）、化学剤（Chemical）、放射性物質（Radiological）〕に起因する災害について。

### ■弾道ミサイル発射に係る対応

◎Jアラート等による緊急警報の発令により安全確保のため避難等適切な処置を行う。

- ・授業中など校舎内又校舎の近隣にいる生徒に向けて緊急時連絡を発信する。生徒は指示に従い速やかに教室に入り窓から離れて机の下に入って、床に伏せ頭部を守る。安全確保のための避難誘導の指示に従う。
- ・特別活動時等の校舎外にいる場合は、担当教員及び引率教員の指示に従い、近くの建物内に入り窓から離れて机の下に入って、床に伏せ頭部を守る。近くに避難できる建物がない場合、物陰に身を隠し地面に伏せて、頭部を守り安全確認の後避難誘導の指示に従う。
- ・登下校時や自宅等にいる場合は災害発生時と同じく、生徒は緊急情報に基づいた冷静な行動を取り、安全な場所へ避難し身を伏せて頭部を守る。登校に関してはJアラート発信等による緊急警報の処置に従う。

◎大阪府「岸和田市」にJアラート等、行政より避難を含む具体的な緊急警報が発令された場合の処置について。

- ・午前8時の時点で避難などの警報が発令された場合休校の処置をとる場合があります。学校又は担当教員へ問い合わせ確認して下さい。
- ・午前8時以降解除され、安全が確認された場合は登校可とします。十分な安全確認が必要です。

※各自の居住市町村に上記の発令がされた場合は、登校を見合わせる事ができます。その場合、速やかに学校又は担当教員へ連絡し相談して下さい。

### ■不審物（爆発物、核、ウイルス・細菌、化学剤の疑いがある物）等の対応

◎不審物には一切触れない。

◎警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウイルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。

◎中身が飛散する恐れがある場合には、危険の及ばない範囲でビニールで覆いをする等の対応を施す。

◎核、ウイルス・細菌等、被爆若しくは感染する疑いのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。

◎汚染の恐れのある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。出入り口を閉鎖する。

◎汚染された恐れのある人は速やかにシャワーと石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。

◎警察を通じて保健所から連絡が来るので、その前に慌てて医療機関に駆け込む必要はない。ウイルス・細菌の場合は潜伏期間があるので直ちに自覚症状が起こることはまずないが、何らかの自覚症状があれば医療機関で受診する。

◎通報

校長（不在時は副校長、教頭、事務長）が警察に直ちに通報、警察の指示に従い以下の対応をする。

- ・爆破等の予定時刻が迫っていたり、不明な場合は直ちに全ての人が避難する。
- ・爆破等の予定時刻に余裕がある場合は、警察や教育庁と協議し、適切に対応する。



## ■犯行予告等への対応

- ◎下記「犯行予告等への対応表」により落ち着いて対応し、情報を把握する。
- ◎相手に気付かれないように同勤者と連絡を取り(予めサイン等を決めておく)、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
- ◎電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれないように周囲で話をしないようにする。
- ◎予告電話をいわずに電話と感じた場合でも校長(不在の場合は次順位の者)へ報告する。

### ◎聴取内容 聴取時における注意事項

- ・いつ : 犯行日時 爆破等予定日時等の確認
- ・どこで・どこに : 犯行場所 設置場所等の特定
- ・だれが : 犯人の特徴 言動、なまり、声質、興奮の有無
- ・何を・どのように : 爆弾等の特徴 種類、形状、包装の有無
- ・どうなっているか・どうなるか : 爆発等の規模 被害予測、被害状況
- ・相手の要求等 : 目的・動機・原因 金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
- ・その他 : 送話口からの騒音等 環境確認(電車の走行音、放送等)

## ■インターネット上の犯罪被害への対応

- ◎いじめ防止対策マニュアルに基づき、人権の観点からも未然の防止と早期発見を心掛け警察、法務省、大阪府等と連携を取った対応を行う。
  - ・被害者にも、加害者にもならないために生徒は人権学習、いじめ調査への積極的な取り組みを行い、保護者また担当教員との連絡・相談を行うよう心掛けること。

## 6. 心のケア

事件・事故等に生徒が遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、その時の出来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障をきたすことがある。こうした反応は誰にでも起こりうることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていくが、このような状態が1ヶ月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害 (Posttraumatic Stress Disorder 通称PTSD)」と言い、事件・事故の発生直後から生徒や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見にのりため、専門家(精神科医、カウンセラー等)・地域の関係機関等とも連携し生徒の支援を行う。

## 7. 教職員の共通理解

全教職員が意識を持ち全職員が参画した危機管理マニュアルを作成し、各自の状況に応じた役割を自覚する。職員同士の意見交換、情報交換を随時行い、次へ生かすため記録の作成と保管に心がける。

## ■記録の内容

- ①不審者の状況(人数、場所、凶器、何をしていた等)
- ②生徒の状況(負傷者の状況、避難の状況等)
- ③施設設備等の破損状況
- ④教職員・ボランティア等の対応状況(防御、避難誘導、応急手当等)
- ⑤負傷した教職員等の状況(だれが、どんな、応急手当等)

⑥関係機関等への連絡、支援状況（警察、消防、病院、教育庁、保護者等）

■記録に当たっての配慮事項

- ①時系列で記録
- ②正確な内容（事実と推察は、区別しておく。不明なものには「？」を記入）
- ③箇条書きで簡潔な文
- ④重要な箇所にはアンダーライン
- ⑤情報源も明記

■その他

- ①記録者を決め、情報収集に努め、その都度状況を記録
- ②状況が明瞭に把握できる記録用紙の工夫
- ③記録の補助的手段として、ICレコーダー等の有効な活用
- ④記録は、緊急事態が発生した時には一か所で集中管理
- ⑤プライバシーに配慮

## 8. 研修・訓練

■教職員研修の充実

◎実施内容

- ①危機管理の意義と目的
- ②危機管理の基礎知識
- ③実技研修 ※防御、応急手当
- ④心のケア

■訓練の実施

◎危機管理マニュアルの周知

- ①校長のリーダーシップによる危機管理マニュアルの徹底と各自の状況に応じた役割の明確化
- ②職員会議での意見交換、職員室での情報交換
- ③学校保健安全委員会の活性化
- ④危機管理情報の提供
- ⑤定期的な評価活動

◎訓練の目的

- ①模擬体験により実践力を育てる。
- ②時系列で他の担当と関連を図った任務遂行能力を育てる。
- ③危機管理マニュアルの見直しの為の資料とする。

◎訓練の内容

- ①さまざまな場面を想定して、簡単な場面からの訓練を行う。  
例：不審者の人数（1人、2人等）、凶器等の種類（ナイフ、銃、劇薬等）、生徒の状況（多数の負傷者、パニック状態等）、教職員の状況（1名負傷、1名出張等）、発生状況（不審者の立てこもり、通学路における傷害事件）等
- ②警察、消防等への通報、緊急連絡体制の確認などを行う。

- ③不審者の撃退ではなく、警察の到着までの生徒の安全を守るという観点を重視する。
- ④生徒が恐怖心を抱かないようにする。
- ⑤時系列に各担当の任務が分かる一覧表を作成する。
- ⑥警察など、専門家の指導を受け実施する。
- ⑦家庭、地域、関係機関、教育委員会等の参加を得る。
- ⑧実施に当たっては、訓練であることについて、地域住民への周知理解の徹底を図る。

## ■避難訓練の手順

### 通報・消火・避難誘導

火災の覚知としては、自動火災報知設備による場合と、人が発見することにより覚知する場合がある。訓練では指揮者による「訓練開始」の合図で、感知器が作動したものとして行動を開始する。

## ■指揮者の合図で各自の担当開始

- ①「火事だー!!」と大きな声で2回叫びます。
- ②職員室へ状況を連絡し、連絡を受けた職員が消防機関に119番通報する。また、近くの非常警報設備の発信機を押して非常ベルを鳴らすなどの方法で、火災であることを建物の中にいる人に知らせる。  
その後、近くにある消火器等を活用し初期消火活動に移る。その他、初期消火・避難誘導等火災の発生を覚知した消火班は、出火箇所に消火器を集結し初期消火活動を行う。避難誘導は、安全な経路を確認しておく。避難の際は出火箇所を避け、煙等の被害を被る恐れがない経路を選択する。出火箇所付近の階段は使えなくなる可能性があるため、2つ以上の経路を想定することが重要である。また、避難経路はできるだけ安全に避難できる経路を選択する。エレベーターは火災による停電で停止する可能性があるため使用しない。

### ◎避難階段

外気にさらされているため、火災による煙の影響が少なく安全性が最も高いのであわてず避難する。

### ◎避難器具

設置されている器具の使用方法を熟知し、いざという時に使用できるようにしておく。また、簡単な外観点検であれば誰にでも実施できるので、常に使用できる状態を維持しておくこと。

自力で避難できる人には、大きな声でどこからどこへ避難するかを指示する。ハンドマイクを準備しておく。

また、ハンカチ等を鼻と口にあて、煙を吸い込まないよう姿勢を低くして避難するよう指示する。

対応できる人員の関係等により、一時に沢山の人数を誘導できない場合等は、バルコニーや屋外階段の踊り場等があれば、一時的にそれらの場所に避難させた後、落ち着いて安全な地上へ避難させる。

誘導するだけでは避難できない人は、何らかの方法で安全な場所まで搬送する必要があります。以下にその方法について掲げるが、対応できる人員や入所者等の状態によりそれぞれ最も適した方法で行う。



### ◎担 架

2～4人の人員が必要であり、特に階段等を降りる場合は、安全性を考慮して最低4人の人員が必要となる。近くに担架がない場合は毛布による応急担架で代用する。

### ◎マットレス・布団・毛布・シーツ・椅子など】

担架がない場合は代用として使用できるので、訓練時に活用の練習をしておく。

### ■避難人員の確認

防火戸や、出火エリアに隣接した「階段室」等について、避難が完了し残留者の有無を確認した後、防火戸等を閉じることで火災の煙が他の区画に流れ込まないようにする必要がある。

避難場所で負傷者がいないか等について確認する。また、出席簿や点呼等の出席に確認で全員の避難完了を確認する。

### ■消防隊への情報提供

消防隊が到着したら、以下のような情報を提供する。

また、必要であれば出火箇所への誘導を行う。

- ①全員避難したか？逃げ遅れはないか？
- ②負傷者はいるか？（何名？負傷の程度は？）
- ③出火箇所はどこか？何が燃えているのか？燃えている範囲は？
- ④初期消火は成功したか？
- ⑤その他必要事項

### ■避難訓練後の検証

- ・時間はどのくらいかかったか？前回の訓練と比べてどうか？
- ・通報は適切に行われていたか？
- ・消火器や屋内消火栓等の操作に不備はなかったか？
- ・避難経路は安全・適切であったか？
- ・避難誘導時や搬送時の危険性はなかったか？
- ・指示は的確に伝わっていたか？
- ・通報・消火・避難誘導の連携がスムーズであったか？
- ・その他必要事項

## 9. 学校安全教育

### ■防災教育について

遵守、公德心、公共心など、安全な生活を営むために必要な基本的な内容の指導を行い、安全にとって望ましい道徳的態度の形成という観点から、防災を含む安全教育の基盤とする。

学習指導要領で、安全に関する指導について規定されている通り、学校において、生徒の発達の段階を考慮して学校の教育活動全体を通して適切に行うため、関連する教科として、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における教育内容の有機的な関連を図りながら行う必要がある。

また、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において安全に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送る基礎が培われるよう、開かれた学校づくりや家庭や地域と連携した防災活動の展開に努め、地域ぐるみの防災教育を推進する。防災教育は、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意思決定ができるようにすることをねらいとする。また、近い将来予測される防災に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成をめざす。

防災教育は、児童生徒の発達の段階に応じ、いろいろな側面の関連を図っていき、体育科・保健体育科をはじめとして、社会科（地歴・公民）・理科などの関連した内容のある教科や総合的な学習の時間、その他、特別活動等や学校行事などでも機会あるごとに取り上げることとする。

■交通事故の未然防止のため保護者、関係省庁・団体と連携し生徒の安全確保の処置をとる。又学校安全教育を通じ交通ルールやマナー等指導を徹底する。

### ■項目

- ・防災管理
- ・防災学習
- ・防災教育
- ・防災指導
- ・災害安全
- ・交通安全教育
- ・組織活動
- ・心身の安全管理
- ・生活や行動の安全管理
- ・対物管理、学校環境の安全管理
- ・校内の協力体制、家庭及び地域社会との連携

## 10. 記録用紙

- ・時系列に記載
- ・事実と伝聞の区別、情報源の明記
- ・箇条書きで簡潔にまとめる

事故記録の場合、被害生徒等について、既往症や事故数日前からの本人の状況、当該事故に関連があるかもしれない事件・事故等、過去も含め知っていることについての記載。（例：○日前から頭が痛いと言っていた、○日前の体育の授業で頭をぶつけた等）

記載日：平成 年 月 日

生徒名： \_\_\_\_\_ コース \_\_\_\_\_

日 時	状 況	場 所	生徒その他の証言	教職員等対応	特記事項

## 11. 備品・避難経路

### ■備品

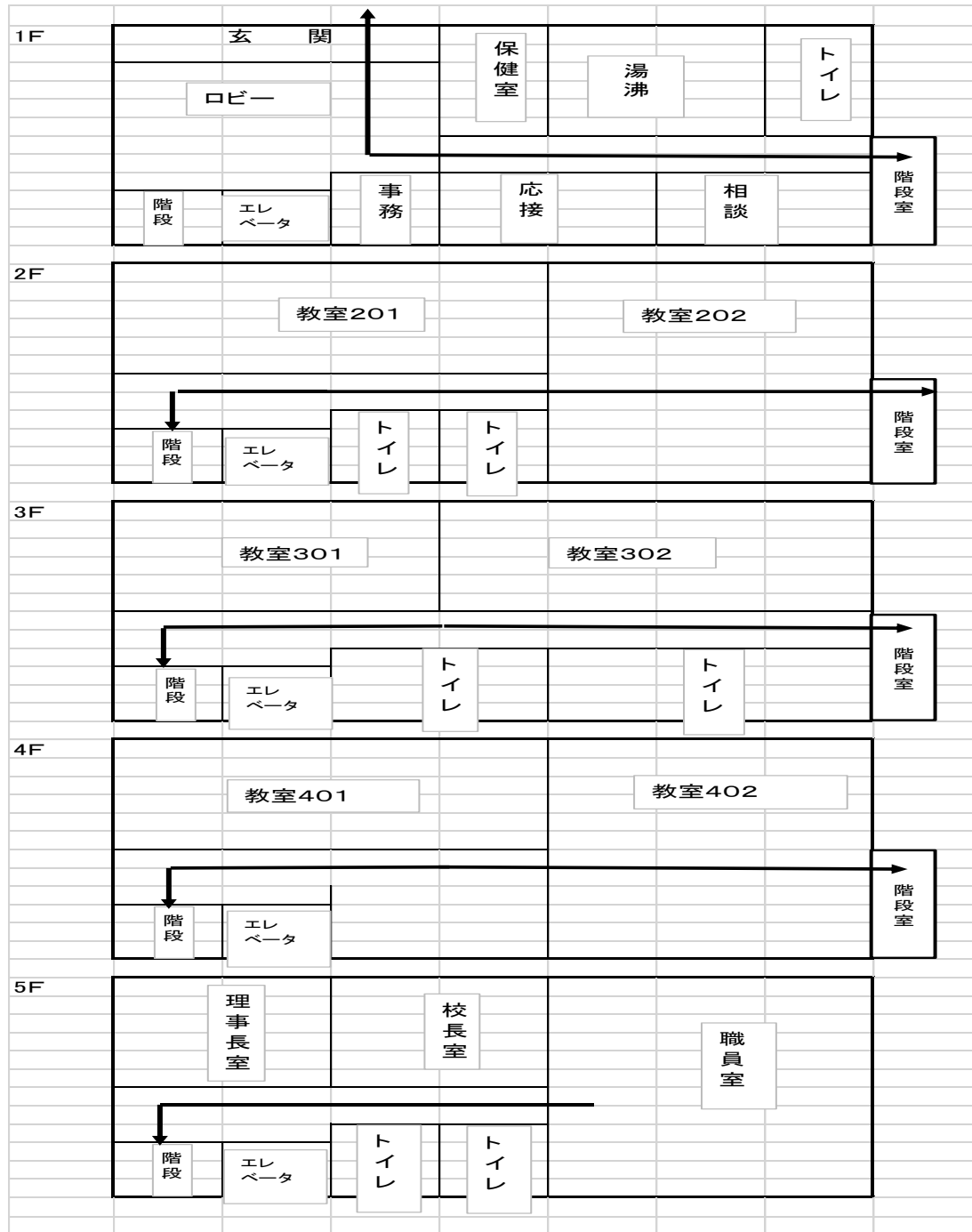
- マスターキー 手袋（軍手） スリッパ 飲料水 テント ビニールシート バケツ  
使い捨てカイロ 電子ライター タオル 紙コップや紙皿 AED 携帯用救急セット  
懐中電灯 ガーゼ・包帯 マスク 担架

### ■避難経路の確保方法

二方向に避難することができる経路の確認、定期的な出入口の避難経路の確保と二方向避難の表示を点検する。

- (1) 廊下、階段を基本とした避難経路とすること。
- (2) 避難器具等降下空間、避難空地を確保すること。（教室、廊下、階段、事務室、相談室）
  - ・避難経路である旨
  - ・避難の際の使用方法
  - ・隔板等の付近に避難に支障となる物品を置くことを禁ずる旨
  - ・避難器具等の設置及び維持管理
- (3) 避難器具の点検の実施及び点検結果報告書作成。

本館避難経路



2号館避難経路

